

- 一 難彝三名
- 一 魚網二提
- 一 釣線一条
- 一 小刀一把
- 一 蓑衣三件

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆二十一年十月十二日

注 (1) 誕敷 おおいに敷きおよぼす。

(2) 窮嶼 最果ての島。

(3) 遙島 遙かに遠い島。

(4) 難彝 遭難した夷人〔夷〕は中国から異民族をさしていう。

清代では「夷」の字を忌んで「彝」を用いた。

2-39-20

国王尚穆の、進貢のため耳目官向全才等を派遣するむねの符文(乾隆二十一《一七五六》、十二、二十四)

琉球国中山王尚(穆)、進貢の事の為にす。

切照するに、敝国は世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一貢を欽遵せしこと、案に在り。

査するに、乾隆二十一年は乃ち進貢の期に当たれば、特に耳目官向全才、正議大夫阮超群・都通事鄭余慶等を遣わし、表咨を齎捧して、海船二隻に坐駕して、官伴・水梢、両船に均幫せるの上

下の員役、共に二百を過ぎざるの員名を率領し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔、紅銅三千觔、煉熟白剛錫一千觔を装運して兩船に分載せしむ。一船は礼字第七十一号、煎熟硫黄六千三百觔、紅銅一千五百觔、煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船は礼字第七十二号、煎熟硫黄六千三百觔、紅銅一千五百觔、煉熟白剛錫五百觔を装載して、前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き、聖禧を叩祝せんとす。所拠の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に符文を給発し、以て通行するに便ならしむべし。

計開、京に赴く

- |          |         |        |
|----------|---------|--------|
| 正使耳目官一員  | 向全才     | 人伴一十二名 |
| 副使正議大夫一員 | 阮超群     | 人伴一十二名 |
| 都通事一員    | 鄭余慶     | 人伴七名   |
| 護送都通事一員  | 梁 增     | 人伴四名   |
| 在船都通事一員  | 蔡光祖     | 人伴四名   |
| 在船使者四名   | 葛開經 翁文達 | 人伴一十六名 |
|          | 楊善積 孟元達 |        |
| 存留通事一員   | 毛維基     | 人伴六名   |
| 在船通事一員   | 魏猷蘭     | 人伴四名   |

管船火長・直庫四名 毛景裕 安広志 鄭諧 島永烈 外に有り

護送直庫 馬得功・仲克濟 二名

水梢共に一百十六名、外に護送の水梢二十六名有り

右の符文は、都通事鄭余慶等に付し、此れを准す

乾隆二十一年十二月二十四日 給す

2-39-21

国王尚穆の、進貢のため耳目官向全才等を派遣するむねの執照(頭号船)(乾隆二十一《二七五六》、十、十二)

琉球国中山王尚(穆)、進貢の事の為にす。

執照するに、敝国は世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一貢を欽遵せしこと、案に在り。

査するに、乾隆二十一年は乃ち進貢の期に当たれば、特に耳目官向全才、正議大夫阮超群、都通事鄭余慶等を遣わし、表咨を齎捧して、海船二隻に坐駕して、官伴・水梢、上下の員役、坐駕せる謝恩の員役を奉除するの外、共に二百を過ぎざるの員名を率領し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔、紅銅三千觔、煉熟白剛錫一千觔を装運して、両船に分載せしむ。一船は礼字第七十一号、煎熟硫黄六千三百觔、紅銅二千五百觔、煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船は礼字第七十二号、煎熟硫黄六千三百觔、紅銅一千五百

觔、煉熟白剛錫五百觔を装載して、前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き、聖禧を叩祝せんとするの外、瓢風の難人三名を附搭して解送し、前來せしめんとす。所扱の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して、便ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給発し、以て通行に便ならしむべし。

今、王府、礼字第七十二号の半印勘合の執照を給し、在船通事魏猷蘭等に附して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨の官軍の験実に遇えば、即便に放行して留難して遅慢するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開、京に赴く

正使耳目官一員 向全才 人伴一十二名

副使正議大夫一員 阮超群 人伴一十二名

都通事一員 鄭余慶 人伴七名

在船都通事一員 蔡光祖 人伴七名

在船使者二員 (2) 楊善積 孟元達 人伴八名

在船通事一員 魏猷蘭 人伴四名

管船火長直庫二名 鄭諧 島永烈

水梢共に五十九名

右の執照は、在船通事魏猷蘭等に付し、此れを准す

乾隆二十一年十月十二日 給す